

地方自治法施行令の改正に伴う 入札参加資格制限期間の上限の改正について

1 地方自治法施行令の一部を改正する政令について

- (1) 改正の内容 競争入札に参加させないことができる期間について、不正行為があった日から2年間とされていたものが、政令の改正により地方公共団体が不正行為に該当すると認めたときから3年間に延長された。
- (2) 施行期日 平成20年3月1日
- (3) 適用区分 改正後の規定は、政令の施行日以後に行われた事実により当該規定に該当するときに適用される。

2 入札参加資格制限期間の改正の考え方

本県における入札参加資格制限期間の改正は、次の内容を踏まえ、個別の措置期間は変更せずに、入札参加資格制限措置期間の上限を改正するものとする。

地方自治法施行令の改正の背景には、談合等不正行為を行った者に対するペナルティ強化と談合等不正行為の再発防止を徹底するために、期間の上限を長くする必要があるという観点があった。

今年度の措置状況として、談合等不正行為を一定期間内に繰り返した業者のうち、措置期間上限の適用を受け期間が24か月となった業者数が54社（全措置業者154社の約3分の1）に及ぶこと。

3 改正内容(案)

- (1) 措置期間の上限を現行の24か月から36か月に改正する。
- (2) 改正後の適用は、改正の適用日（平成20年4月1日予定）以後に行われた事実に基づき入札参加制限を行うときに適用する。

談合等不正行為に係る入札参加資格制限期間(抜粋)

措置の理由 対象工事	刑事告発・逮捕等 (独占禁止法違反、競売入 札妨害、談合)	排除措置命令・課徴金 納付命令・審決 (独占禁止法違反)
県発注工事	24か月	18か月
上記以外で県内	21か月	15か月
上記以外で県外	18か月	12か月

措置の対象者が、過去5年間に談合等不正行為で入札参加資格制限措置を受けていた場合は、談合等不正行為に係る入札参加資格制限措置期間が2倍となる。(その結果、措置期間が24か月を超える場合は24か月が上限)